

本会議から付託された案件1件を審査するため、3月20日に総務文教委員会を開催しました。

議案第34号総社市長及び副市長の給料月額の特例に関する条例の制定について

～内容～

入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反により、職員3人が起訴されていることを厳粛に受け止め、管理監督責任としての責を果たすため、市長及び副市長の給料月額の特例を定めようとするもの

～結果～

下記のような討論が行われ、起立採決により採決を行ったところ、起立多数で採択とすべきであると決定した。

～質疑～

問：他市の例を参考にしたとのことだが、どこのを参考にしたのか。

答：様々な例を参考にした。10分の1を3ヶ月、また官製談合について3ヶ月、収賄について3ヶ月、合計6ヶ月というのもあった。

反対

なぜ今の時期なのか。もっと早くすべきではなかったのか。継続して、すべてが終わったとき改めて審査すべき。

賛成

ここで一旦節目として、次は次と市長も言っている。今回はこれを認めるべきだと思う。事件の結論を待っていたらいつになるかわからない。4月には人事異動もあり心機一転。今の時期で認めるべき